

川口市告示第 3 7 6 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、
特定有害物質によって汚染されている区域（以下「形質変更時要届出区域」と
いう。）を次のとおり指定する。

令和 7 年 5 月 8 日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 形質変更時要届出区域

元郷一丁目 1915 番 2 の一部、1915 番 9 の一部、1916 番 2 の一部、
1916 番 3 の一部、1916 番 5 の一部、1922 番 3 の一部、1922 番 5 の一部
（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3 1 条第 1 項
の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物